

令和 8 年 度

県の予算編成に対する要請書

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

本市は、令和 6（2024）年に人口が 155 万人を突破し、今なお発展を続け、人口増加が続いていますが、将来的な人口減少を見据え、地域包括ケアシステムの取組の推進や子育てしやすい環境の更なる充実のほか、臨海部の大規模土地利用転換の取組などを、市民・事業者の皆さまとともに進めています。

今後、川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、「川崎市総合計画 第 3 期実施計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しています。

一方で、ふるさと納税による減収は拡大し、物価高騰や国の制度変更などに伴う財政措置が十分ではないなど、本市財政は引き続き厳しい環境下での運営を余儀なくされています。こうした中、多様化・増大化していく県民・市民ニーズへきめ細かに対応するためには、広域自治体としての県と基礎自治体としての市とが、それぞれの責務を踏まえ、協調して地域経営の視点を持って効果的・効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

今回とりまとめた要請事項は、事業の実施に支障を生じさせないために、県と市の役割分担等を踏まえ、制度改善が必要な事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心としたものです。

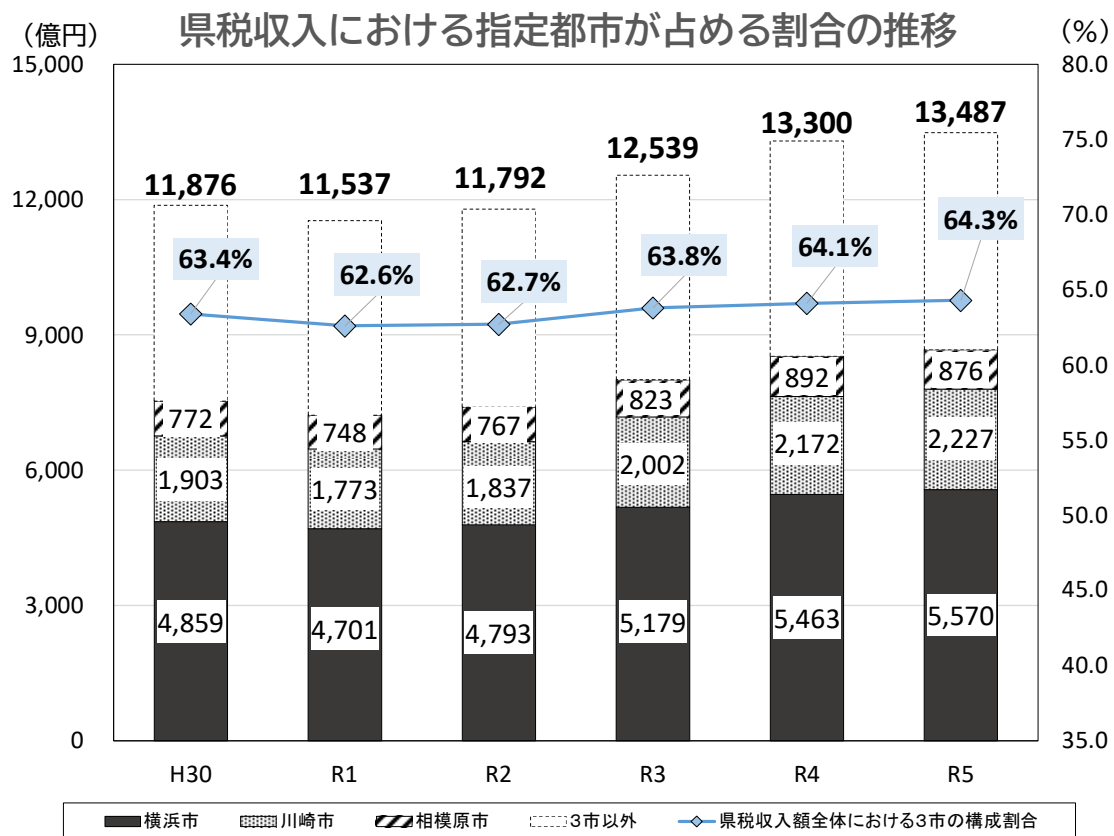
県におかれましても、大変厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、県内指定都市の県税収入額が県税決算額全体の 6 割以上を占め、県財政に大きく貢献していることも踏まえ、令和 8 年度の県予算編成に反映していただきますよう要請いたします。

令和 7 年 11 月

川崎市長 福田 紀彦

県税収入における指定都市の貢献度

川崎市、横浜市及び相模原市の3指定都市の県税収入額は、県税決算額の6割を超えており、県財政に大きく貢献しています。



※指定都市の県税収入額は、神奈川県県税統計における県税決算額の市町村別税収額（推計）による。
（表示単位未満四捨五入）

目 次

重 点 要 請 項 目

地方分権改革の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
法人県民税及び法人事業税の超過課税の活用について	
【新規要請項目、川崎市・横浜市共通項目】・・・・	8
消防ヘリコプターに係る財政措置について	
【新規要請項目、川崎市・横浜市共通項目】・・・・	10
拠点地区等の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・	12
令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた	
一級河川（県管理）の治水対策の推進について・・・・	14
障害者入所施設の整備及び入所調整について・・・・・・・・	16

要 請 項 目

○安心のふるさとづくり

障害者に係る地域生活支援事業費等補助金の適切な財政措置について	
【3指定都市共通項目】・・・・・・	20
学費補助金の拡充及び高等学校等就学支援金の拡充に係る	
国への一層の働きかけについて【3指定都市共通項目】・・・・	22
鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について・・・・・・・・	24
地籍調査事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	26
平瀬川・多摩川合流部整備事業の推進について・・・・・・・・	28
河川管理施設の老朽化対策等について・・・・・・・・・・・・	30
川崎市内における県有施設等の活用等について・・・・・・・・	32

○力強い産業都市づくり

臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る国道357号の整備について・・・・	34
鉄道ネットワークの機能強化について・・・・・・・・・・・・	36

重 点 要 請 項 目

地方分権改革の推進について

■ 要請事項

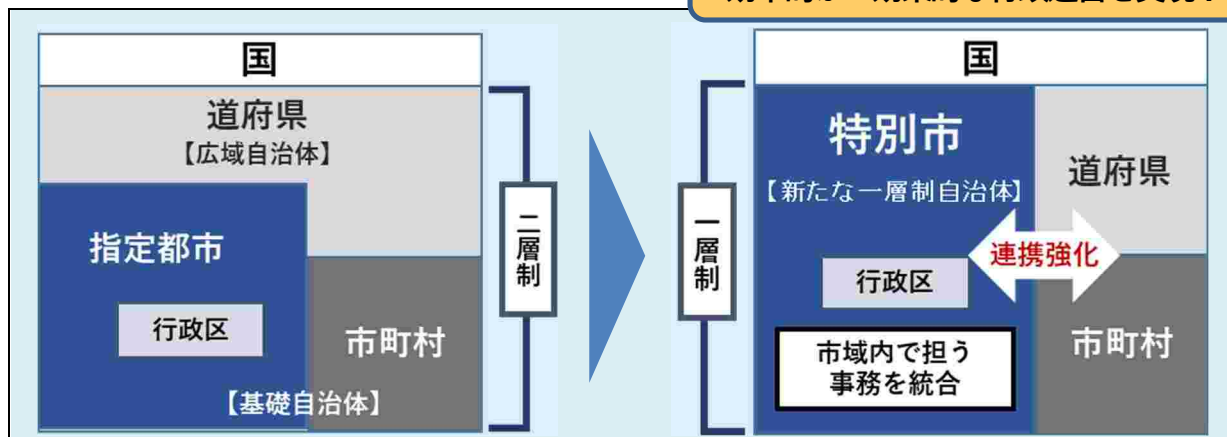
- 1 県と指定都市の間に存在する課題を共有し、住民目線での解決を図るため、指定都市との協議を継続するとともに、特別市の法制化を見据えた取組として、県・指定都市間で連携して調査・研究を行っていくこと。
- 2 大都市特有の事情に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するためには、特別市制度が創設されるまでの間、県から指定都市への更なる権限移譲を進めることが必要であることから、権限移譲を受けるに当たって支障となっている県の移譲事務交付金の算定方法について、早期に見直しを行うこと。

■ 要請の背景

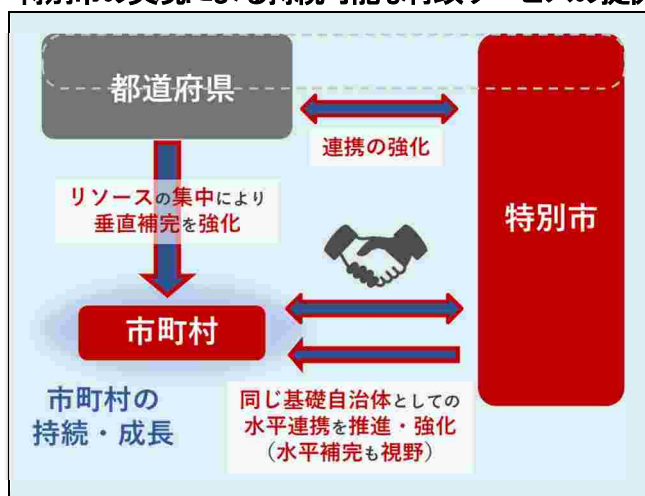
- 急速な人口減少や少子高齢化など、我が国の深刻な危機を乗り越えていくため、国においては、人口減少時代に対応するための研究会や大都市に関するワーキンググループ等において、これまでとは異なる新たな視点で、行政サービスの提供のあり方や、特別市制度を含めた大都市制度のあり方について議論がなされています。
- 人口減少時代においては、県と大都市が適切な役割分担を行い、厳しい条件下にある市町村を複層的に支えていく必要があります。特別市制度の実現により、県がより一層大都市以外の地域の補完に注力することが可能となるなど、地域全体における持続可能な行政サービスの提供につながります。
- そのため、県と指定都市においても、住民目線での協議とともに、将来を見据えた地域の持続可能性という観点から、長年変わらない地方自治制度の抜本的な見直しも視野に入れ、特別市制度の調査・研究を連携して行っていくことが必要です。
- 地方財政法においては、県からの権限移譲に伴い、その事務執行に要する経費の財源措置が必要とされていますが、現行の移譲事務交付金の算定方法は、その対象となる事務の範囲が限定的となっています。移譲を受けても不足分の財政負担を市町村が負わざるを得ないという課題があることが、住民目線で基礎自治体が担うことが必要と考えられる事務の権限移譲を進めるに当たっての支障となっています。

■ 特別市の姿

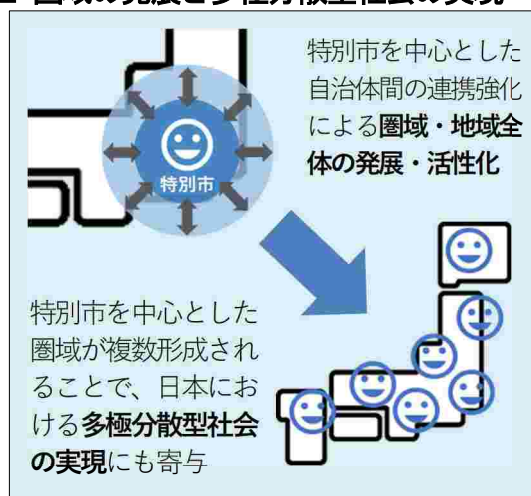
二層制（二重行政）を解消し
効率的かつ効果的な行政運営を実現！



■ 特別市の実現による持続可能な行政サービスの提供



■ 圏域の発展と多極分散型社会の実現



■ 住民目線から見た特別市の必要性（住民の代表や地域団体からの意見・要望）

- ・ 川崎市議会にて、特別自治市制度の早期実現等を求める意見書の提出（令和3年6月）
- ・ 川崎市議会にて、特別自治市の早期実現に関する決議（令和4年3月）
- ・ 川崎市全町内会連合会から、「特別市」の早期実現に向けた要望書を受領（令和5年9月）

■ 神奈川県市町村移譲事務交付金の課題

県から指定都市への権限移譲については、住民の目線で考え、地域に必要なものであれば積極的に進めていくとされているが、**現在の移譲事務交付金の仕組みが、権限移譲を円滑に進めるに当たっての支障となっている実態**がある。

- 交付金額は事務の実績から算定される仕組みであるが、算定対象となる事務の範囲が、**法律の条文に基づく許可や命令等の事務の実績**に限定されている。
- 各種相談・指導対応や人材育成など、法律の条文に基づく**事務の実施に付随して必要となる事務の実績**は、交付金額の算定に反映されていない。

⇒ 権限移譲を受けるほど市町村の財政負担が増す仕組みとなっている。

- ・ 県と指定都市の間の二重行政等の課題を共有し、住民目線での解決を図るため、指定都市との協議を継続するとともに、特別市の法制化を見据えた調査・研究を連携して行うこと。
- ・ 県から権限移譲を受けるに当たって支障となっている県の移譲事務交付金の算定方法について、早期に見直しを行うこと。

法人県民税及び法人事業税の超過課税の活用について

【川崎市・横浜市共通項目】

■ 要請事項

- 1 超過課税の趣旨を踏まえ、指定都市・一般市の区別をせず、県域全体の持続的な発展に向け、県域全体への波及効果を踏まえた優先順位付けにより、効果的な事業に配分を行うこと。
- 2 超過課税を活用した事業の選択にあたっては、予算措置や配分額の決定における合理的な理由や算定根拠などの客観的なデータを明確に示すこと。
- 3 超過課税を活用した事業の対象や制度の概要を早急に示すとともに、制度の創設や運用にあたっては、市町村との間で十分に協議・調整を行うこと。

■ 要請の背景

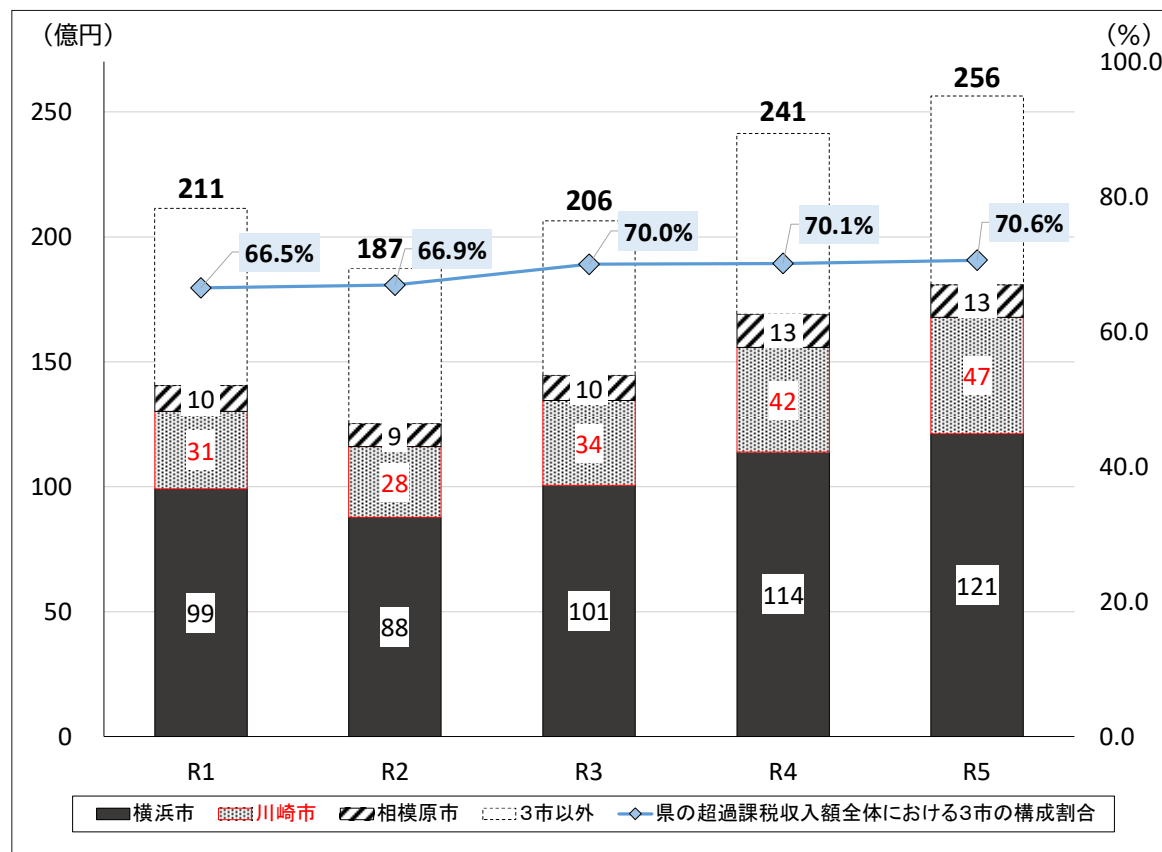
- 県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対処するため、法人二税の超過課税が実施されており、令和7年第3回神奈川県議会定例会において、令和7(2025)年11月1日から5か年を適用期間とする延長がなされたところです。
- 超過課税の活用については、基礎自治体として住民に身近な行政サービスの提供等を行う指定都市の役割と、広域自治体として広域事務の実施や県域全体の持続的な発展に向けた基礎自治体の補完を行う県の役割を踏まえる必要があります。
- 県は、超過課税の延長について、「取り組むべき喫緊の行政課題に着実に、かつスピーディーに対応するため」と説明していますが、喫緊に取り組むべき行政課題に着実に対応するための補助としては、十分な額が本市に交付されていません。
- 県の超過課税による税収の活用にあたっては、県税収入の税源涵養効果や県域全域への波及効果を考慮した優先順位付けにより、効果的な事業に配分を行うことが必要ですが、超過課税を活用した事業の採択や配分額の決定における合理的な理由について納税者に対して示されていません。
- 超過課税の延長にあたって、事業の対象や制度の概要などが具体的に示されておらず、市町村の予算編成に多大な影響を及ぼすことから、早急にその内容を示すとともに、制度の創設や運営にあたっては、十分に協議・調整を行うことが必要です。

□ 指定都市と県の役割分担について

指定都市： 基礎自治体として、住民に身近な行政サービスの提供
 + 児童福祉や障害者自立支援などの大都市特例事務
 + 人口の集中・産業集積に伴う都市的課題への対応
県： 広域自治体として、広域事務の実施
 + 県域全体の持続的な発展に向けた基礎自治体の補完

超過課税の活用にあたっては、
 指定都市（基礎自治体）と
 県（広域自治体）との
役割分担を踏まえる必要

□ 県の超過課税収入における指定都市別税収額の推移



※ 県の超過課税収入を「県税決算額の市町村別税収額」（県指値）等を基に按分した本市試算額
 ※ 百万円単位の数値を基礎として算出

□ 本市域からの超過課税収入に対する本市への補助金の割合

	R1	R2	R3	R4	R5
本市域からの超過課税収入	31億円	28億円	34億円	42億円	47億円
本市への補助金	2.5億円	2.5億円	3.4億円	3.1億円	3.8億円
本市域からの超過課税収入に対する補助金の割合	8.1%	8.9%	10.0%	7.5%	8.2%

※ 百万円単位の数値を基礎として算出

超過課税の目的に対応するための補助としては、**十分な額が交付されていない状況**

- ・ 県域全体の持続的な発展に向け、県域全体への波及効果を踏まえた優先順位付けにより、効果的な事業に配分を行うこと。
- ・ 超過課税を活用した事業の選択にあたっては、客観的なデータを明確に示すこと。
- ・ 事業対象や制度概要を早急に示すとともに、市町村との間で十分に協議・調整を行うこと。

消防ヘリコプターに係る財政措置について

【川崎市・横浜市共通項目】

■ 要請事項

本市消防ヘリコプターは、県内の広域応援活動に従事しており、県下市町村への持続的な応援体制を確保するため、航空隊の運営に係る経費に対して応分の負担をすること。

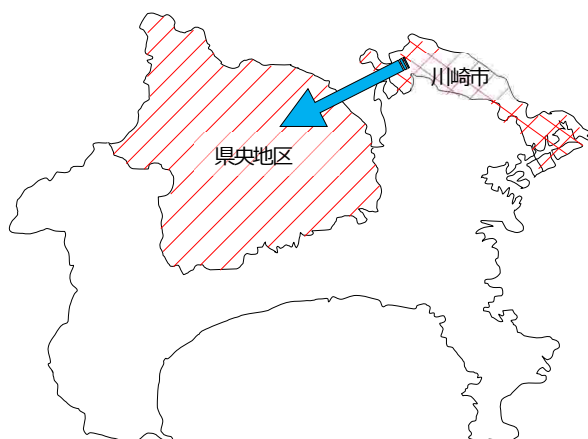
■ 要請の背景

- 本市は、「消防防災ヘリコプターの出動等に関する協定書」に基づき、県の要請に応じ、横浜地域、県央地域及び湘南地域の一部（11 市町村）を応援担当区域として、主に山岳部における救助事案に対して応援活動を実施しています。
- 本市は安定的な災害対応を図るため 2 機を保有していますが、2 号機は 10 年、1 号機は 20 年を経過しており、累計飛行時間によって各種点検整備が必要となることから、安全運航を確保するためには、多額の整備・維持管理費用が必要です。
- 平成 28 年度から、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金が交付されることになり、令和 3 年度には制度拡充されたものの、補助対象となる経費は限定されているうえ、上限額が 7 千万円にとどまっており、依然として本市の財政に大きな負担となっています。
- 昨今の物価高騰により、安全運航を必須条件とする消防ヘリコプターの定期整備に要する費用が上昇しています。また、操縦士及び整備士の資格取得に要する費用も高額となっています。
- 令和 4 年度から、神奈川県と本市及び横浜市の役割分担や財政措置のあり方を協議するとともに、本来県が負担すべき額の補助を求め調整を行ってきましたが、協議及び調整が停滞している状況です。また、県においてヘリコプター導入の意向が示されましたが、詳細がいまだに示されていない状況が続いています。

■ 効果等

- 365 日運航体制を確保し、広域応援体制を安定的に維持することにより、市内及び市域外の住民の安全安心の向上を図ることができます。

■川崎市の県内航空機特別応援の担当区域



1号機（そよかぜ1）



2号機（そよかぜ2）

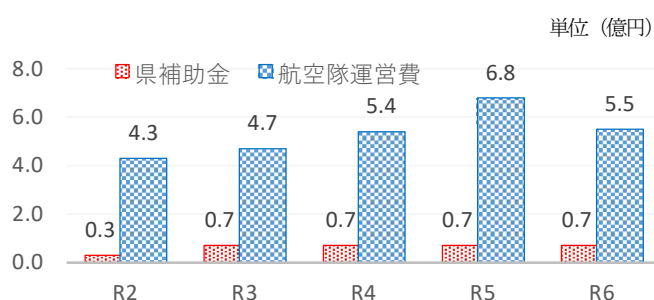
【川崎市2機と横浜市2機で県内応援を実施】

川崎市は、横浜市・相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村・秦野市・伊勢原市への応援を担当

■過去5か年の県内消防広域応援活動実績

	災害出場	訓練出場
令和2年度	4件	54件
令和3年度	10件	55件
令和4年度	10件	55件
令和5年度	10件	83件
令和6年度	8件	70件

■過去5か年の航空隊運営事業費



過去5年間の県内応援割合



34%



※令和2年度から令和6年度まで総飛行時間に占める過去5年間の飛行実績

■要請額の考え方

$$\frac{\text{県内災害及び訓練出動飛行時間} + \text{安全運航飛行時間}}{\text{総飛行時間}} \times \alpha \times \text{航空隊運営費} = \text{要請額}$$

*1 *2

*1 定期整備及び耐空検査に係る飛行及び航空救助員等の訓練飛行で安全運航に必要な飛行時間

*2 総飛行時間に占める県内応援（県補助金実績報告）の割合

神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の補助対象が、人件費を含めた全ての維持管理費となっていない。

補助金の補助上限額が、7千万円と規定されている。

県が独自に導入を検討している防災ヘリコプターの方向性を明確にし、それを踏まえた県市間の役割分担を行うとともに、航空隊の運営に係る経費に対して応分の負担となるよう、補助上限額の撤廃及び補助対象事業の範囲の拡大を行うこと。

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課 TEL 044-223-2512

消防局警防部航空隊 TEL 03-3522-0119

拠点地区等の整備について

■ 要請事項

- 1 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、県市協調で取り組むべき喫緊かつ重要なまちづくりの課題に対する、県の広域自治体としての役割を踏まえ、相応の財政措置を講ずること。
- 2 超過課税を活用した「政令市市街地再開発臨時補助金」については、令和8年度以降も継続すること。また、近年急激に進展する物価高騰等の社会経済環境の変化や、再開発事業の事業進捗に伴う所要額も十分に考慮し、合理的な理由や客観的なデータに基づき、公平かつ公正な制度設計とし、補助上限額の撤廃や補助率の算定を適正に見直すこと。

■ 要請の背景

- 将来的な人口減少や少子高齢化、激甚化する災害等の県市を取り巻く喫緊かつ重要なまちづくりの課題に対応し、県土を持続的に発展させるためには、都市機能を集約したコンパクトな都市づくりの推進、公共交通ネットワークによる連携強化、都市の脱炭素化などの持続可能な集約型のまちづくりとともに、若者や子育て世代の誘引・定住化、企業の誘致に向けた国内外から選ばれる魅力的なまちづくりを行うなど、税源涵養としての投資を行い、県内に開発需要を誘引することが重要です。
- 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業により、地域課題解決、都市防災力向上、省エネ・脱炭素化、都市機能集積、賑わい創出、税収効果など、県市を取り巻く様々な課題に対して効果が得られることから、市街地再開発事業等について県市協調による財政措置を行い、県域全体の持続的な発展をけん引することが必要です。
- 「政令市市街地再開発臨時補助金」については、令和5年度に制度拡充されたものの、従来の「都市再開発事業補助金」と比較して県負担額が少額であるなど指定都市と一般市との実質的な補助格差があるとともに、3指定都市5年間で合計12億円の補助上限額が設定されているなど、事業進捗に対して十分な額が交付されない等の課題があり、物価高騰など社会経済環境が急激に変化する中においても、着実に拠点整備を推進するためには、制度設計の見直しを図る必要があります。

指定都市と一般市との実質的な補助格差について

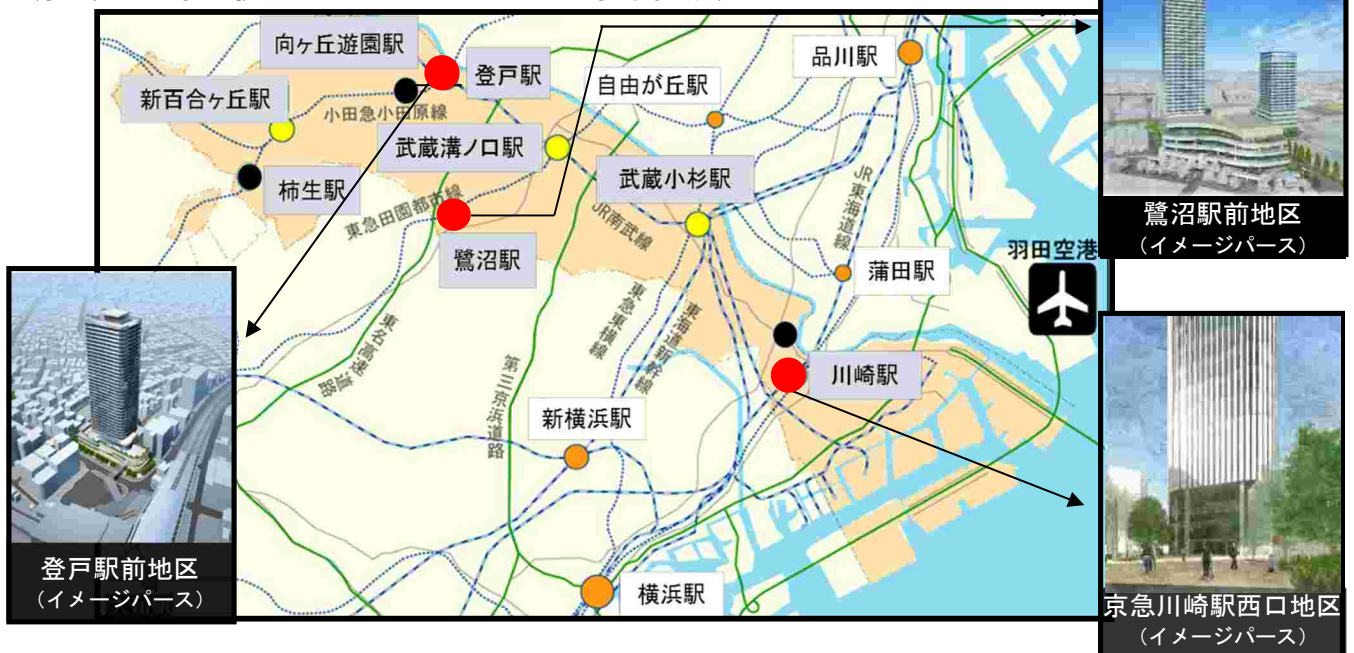
県は広域自治体として、県域全体の持続的発展に向け、市（基礎自治体）を補完する役割を有するが・・・

県民・事業者は、居住地を問わず県税を納めているが、指定都市の市街地再開発事業等に係る県負担は超過課税のみが財源となっており、**県税の還元として不公平**

市街地再開発事業等による**県税効果において、指定都市が一般市に劣ることはない**

平成26年度に市街地再開発事業の認可事務は県から指定都市に移譲されているが、**事務権限の有無と、投資的性質を持つ本財政措置を紐づける合理性はない**

〔参考 / 市内拠点地区 及び 主な計画事業箇所〕



要請額

(単位：億円)

事業名及び地区名	令和8年度 計画事業費	県負担額		着手 年度	完了 年度
		都市再開発事業 補助金の場合	(参考) 現行の 臨時補助金の 場合		
合計	約 15.75	約 3.94	約 1.70	-	-
市街地再開発事業関連	約 8.00	約 2.00	約 1.14	-	-
(広域拠点) 京急川崎駅西口地区	約 2.22	約 0.56	約 0.32	R5	R16
(地域生活拠点等) 鷺沼駅前地区	約 0.36	約 0.09	約 0.05	R5	R20
登戸駅前地区	約 5.42	約 1.35	約 0.77	R5	R11
優良建築物等整備事業関連	約 7.75	約 1.94	約 0.56	-	-

○市街地再開発事業等について、県の広域自治体としての役割を踏まえ、相応の財政措置を講ずること。

○「政令市市街地再開発臨時補助金」については、令和8年度以降も継続すること。また、合理的な理由や客観的なデータに基づき、公平かつ公正な制度設計とし、補助上限額の撤廃や補助率の算定を適正に見直すこと。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-3009
まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2752

令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた 一級河川（県管理）の治水対策の推進について

■ 要請事項

一級河川三沢川周辺地域における更なる治水安全度の向上のため、河川の適正な維持管理や多摩川合流点処理について検討し、治水対策を推進するとともに、地域住民からの要望を踏まえて、今後の治水対策の進め方等について地域住民に説明すること。また、多摩川水系三沢川河川整備計画で定めた流域界を守る取組について、引き続き市と連携して関係機関と調整すること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風により三沢川（県管理・県工事）において、三沢川水門が設置以来はじめて操作される状況の中、水位が上昇し、三沢川に接続する水路からの越水が確認され、約 12 ヘクタールの浸水被害が発生しました。
- 本市としても、中長期対策として当該地域の浸水被害を低減するため、大丸用水の流下能力向上に向けた対策や下水道の整備などの取組を進めています。
- 治水対策として、三沢川における流下能力の向上や三沢川に接続する水路の排水を円滑にするため、引き続き河川管理施設の適正な維持管理を行う必要があります。
- 三沢川における県の取組を説明した令和 7（2025）年 3 月の住民説明会の中で、地域住民から、国における水門操作の際にも洪水を安全に流下させるための対策として排水機場の新設について強い要望があったことから、合流点処理の検討方針を含めた今後の治水対策の進め方等を地域住民へ丁寧に説明する必要があります。
- 三沢川には、河川整備計画で定められた三沢川の流域外である稲城市域からの雨水の流入があるため、稲城市に対し流域界を守る取組を促進させる必要があります。

■ 効果等

- 三沢川流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同規模の降雨に際しても、浸水被害の最小化が図られます。

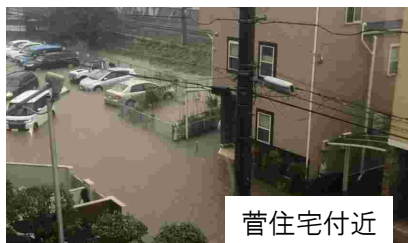
■ 県の役割

○三沢川は県が管理・工事・維持

■ 今後の取組



三沢川周辺の浸水状況



菅住宅付近



管理用通路

被害を踏まえた 対策の推進



河川の適正な維持管理



多摩川合流部周辺の対策



更なる治水安全度の向上のため、河川の適正な維持管理や多摩川合流点処理について検討し、治水対策を推進するとともに、地域住民からの要望を踏まえて、今後の治水対策の進め方等について地域住民に説明すること。また、多摩川水系三沢川河川整備計画で定めた流域界を守る取組について、引き続き市と連携して関係機関と調整すること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901

上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2884

障害者入所施設の整備及び入所調整について

■ 要請事項

障害者数が増加している状況に対応するために地域移行に向けた支援である入所施設の設置などによる受入れ枠の拡大を行うこと。また、それまでの対応として空床のある県立施設等への全県での入所調整の仕組みを構築・実現すること。

■ 要請の背景

- 平成 18（2006）年に 37,480 人だった市内の障害者数は、令和 6（2024）年 3 月には 66,973 人と増加していますが、市内の入所施設の定員は 347 人と定められており、手帳交付数に対する定員数が全国、県内と比べて極端に少ない状況にあります。
- 平成 18（2006）年以降、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）による都道府県計画における入所定員数の計画値の義務付けにより、神奈川県による総量規制が実施され、これに伴い、市町村の定員数が定められたことにより、各市町村は定員数を超えて施設を設置することができなくなりました。また、この定員数については、人口や障害者手帳交付数等に基づく按分とされておらず、根拠が不明確です。
- 本市では、県の総量規制により入所施設の数を増やせないため、ほぼ満床状態が続いています。入所待機者が多く、緊急で入所する必要がある方は、区役所に勤務する市職員が利用者の希望を踏まえ、県外の施設を探すなどの支援をしています。
- 限られた高度な医療資源である、重度の医療的ケアが必要な障害児及び障害者への支援を一体的に行う施設においても、本人の状態像が改善された場合等に入所施設が満床のため、移行できないことが課題となっています。
- 各市が受入れできない場合に全県での調整が行われていないなど、県による総合的な調整は令和 6 年度まで行われていません。
- 入所施設は「終の棲家」ではなく、地域で生活するためのスキル習得など地域移行に向けた支援として必要なサービスです。行動障害や障害の重度化により、入所施設による支援が必要な方が、施設が少ないことにより入所出来ない状況にあります。

■ 本市障害者数の増加

※人口は4月1日現在、障害者数は3月31日現在

	平成18年	令和6年	増加率
市内総人口	1,332,035	1,548,254	16.2%
市内障害者数 (身体、知的、精神)	37,480	66,973	78.7%

障害者数は、
人口の増加率を
大きく上回り
約79%増加

■ 障害者手帳交付数に対する入所施設の整備状況

	手帳交付台帳 登録者数	入所定員数	1床あたりの 手帳交付数
全国(令和5年度末)	7,513,455	136,917	54.9
神奈川県(令和5年度末) (指定都市・中核市除く)	156,949	2,384	65.8
川崎市(令和5年度末)	66,973	347	193.0

全国では障害者
手帳を持っている
方の約55人に1人
が入所できるが、
**川崎市では193
人に1人しか入
所できない**

■ 本市入所施設利用者の状況(令和7年3月時点)

	入所者数
市内入所施設 ※1	330
県内市外入所施設	124
県外入所施設 ※2	61
計	515

※1 定員347人との差異は、必要な短期入所枠や
入院中のベッド確保等によるもの

**市外施設入所者
185人(35.9%)**



※2 61人は、全国21
都道府県の施設に入所

入所サービスを利用している川崎市民の

3人に1人は市内施設に入所できていない

※ 県立入所施設は、現状、定員に対して空床が多い

全県の施設では、定員に対し空床があり、段階的に減員していくとの計画が示されているが、指定都市・中核市における状況とは大きく異なり、都市間で格差が生じている。こうした実態を踏まえ、全県における入所施設のあり方及び入所調整に向けた検討・調整が必要

○ 障害者数が増加している状況に対応するために入所施設の設置などによる受入れ枠の拡大を行うこと。

○ 空床のある県立施設等への全県の入所調整の仕組みを構築・実現すること。

要 請 項 目

障害者に係る地域生活支援事業費等補助金の適切な財政措置について

【3 指定都市共通項目】

■ 要請事項

地域生活支援事業費等補助金について、本来は国が 1 / 2、県が 1 / 4 で補助金を交付し事業を行うものであるが、満額補助されていない状況であるため、予算の確保を市と連携して国に対して要請すること。また、県においても所要額を確保すること。

■ 要請の背景

- 地域生活支援事業については、移動支援事業や成年後見制度利用支援事業など、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）において実施が義務付けられた必須事業が複数設けられており、各市町村で実施することとされています。
- 国は、障害者総合支援法において、事業の実施を定めているにも関わらず、地域生活支援事業費等補助金については、国及び県の補助の上限を大幅に下回る額しか交付されていない状況が継続しています。
- 令和 6 年度決算では、対象経費約 22 億円に対し、国庫補助金は約 6 億円、県補助金は約 3 億円となっておりますが、補助上限額まで交付を受けた場合、国及び県の補助金により 75%を満たすところ、充足率はこの率の約 54%にとどまっています。この状況により、本市は、国によるものとして約 5 億円、県によるものとして約 2 億 5 千万円、合わせて約 7 億 5 千万円以上の財政負担が生じております。
- 他自治体においても、国に対し、必須事業については万全の財政措置を講ずることを強く要望しています。安定的なサービス提供体制の確保のためには、国と県による財政措置が必要です。

■ 地域生活支援事業とは

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、各自治体が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業とされている。

費用負担について、国は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の百分の五十以内、県は百分の二十五以内を補助することができるとされている。

必須事業	任意事業
○ 成年後見制度利用支援事業 ○ 移動支援事業 ○ 理解促進研修・啓発事業 ○ 意思疎通支援事業 等	○ 日常生活支援に関する事業 ・ 訪問入浴サービス ・ 日中一時支援 等 ○ 社会参加支援に関する事業 ・ レクリエーション活動支援 ・ 点字・声の広報等発行 等

予算の範囲内における補助であることは理解しているが、任意事業だけでなく必須事業についても十分な財政措置がされていない。

■ 地域生活支援事業費等補助金の交付状況

国・県の補助率：国1/2、県1/4

(単位：千円)

	対象経費	本来の補助額			実績			充足率 B/A
		国	県	計 A	国	県	計 B	
令和元年度	1,615,968	807,984	403,992	1,211,976	466,420	233,210	699,630	58%
		50%	25%	75%	29%	14%	43%	
令和2年度	1,534,313	767,157	383,578	1,150,735	474,429	237,214	711,643	62%
		50%	25%	75%	31%	15%	46%	
令和3年度	1,833,652	916,826	458,413	1,375,239	441,589	220,794	662,383	48%
		50%	25%	75%	24%	12%	36%	
令和4年度	2,110,494	1,055,247	527,624	1,582,871	581,977	290,988	872,965	55%
		50%	25%	75%	28%	14%	41%	
令和5年度	2,144,549	1,072,275	536,137	1,608,412	609,157	304,578	913,735	57%
		50%	25%	75%	28%	14%	43%	
令和6年度	2,202,736	1,101,368	550,684	1,652,052	590,816	294,274	885,090	54%
		50%	25%	75%	27%	13%	40%	
令和7年度 (見込)	3,115,933	1,557,967	778,983	2,336,950	835,753	416,272	1,252,025	54%
		50%	25%	75%	27%	13%	40%	

※令和7年度実績は、令和6年度実績の補助率を基に見込額を算出

地域生活支援事業費等については、障害者総合支援法の目的達成のため、執行体制を国が十分に保証するとともに、県においても所要額を確保すること。

この要請文の担当課／健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課 TEL 044-200-2676

学費補助金の拡充及び高等学校等就学支援金の拡充に係る国への一層の働きかけについて

【3 指定都市共通項目】

■ 要請事項

- 1 神奈川県内の私立高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程の入学金・授業料の軽減を図る学費補助金の対象者を、県外校の在学者まで拡大すること。
- 2 県内に在住する高校生への学費補助については、都道府県で補助内容に大きな格差が生じていることを踏まえ、教育費負担に地域格差が生じることのないよう、物価高騰、社会状況の変化を踏まえた所得要件や支給限度額の見直し等による就学支援金制度の拡充の確実な実施について、国への一層の働きかけを行うこと。

■ 要請の背景

- 現在、県内に在住する高校生への学費補助は、国の高等学校等就学支援金や神奈川県の学費補助金により、授業料（年額 46 万 8 千円上限）や入学金が支給されています。県の補助金については、県内設置の私立高等学校等に通う県内在住の方が対象となっている一方で、県外校に通う場合は対象とならないため不公平感があり、県外校の在学者まで対象を拡大する必要があります。
- 高等学校等の授業料無償化について、東京都が私立高校の授業料助成の所得制限撤廃を独自に実施するなど、周辺自治体間でかつてないほど補助内容に格差が生じており、保護者や生徒から不満の声が本市にも多く寄せられている状況であること、また、経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において高校無償化に係る方向性が示されているものの、授業料の支給限度額が県の現支給限度額に達しておらず、実態に即した水準を確保することから、国の就学支援金制度の拡充の確実な実施について一層の働きかけが必要です。

■ 効果等

- 県内の私立高等学校等の在学者との学費支援の格差をなくすことで、県外の私立高等学校等に在学する生徒に対しては、充実した修学支援を行うこと、保護者に対しては、教育費負担を軽減することができるようになります。
- 国の就学支援金が拡充されることにより、私立高等学校等に在学する生徒の保護者の教育費負担がこれまで以上に軽減され、自治体間格差も解消されます。

■私学進学者の状況や制度等について

1 公立中学校卒業者の県外私学（全日制高等学校）への進路状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
神奈川県内	4,767 人 (7.1%)	4,854 人 (7.1%)	4,654 人 (6.9%)
川崎市内	2,108 人 (21.3%)	2,106 人 (20.6%)	1,878 人 (18.9%)

2 国、県の制度について

高等学校等就学支援金 (国制度)	高校生等臨時支援金 (国制度) ※令和7年度限り	学費補助金 (県制度)
高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況に関わらず安心して勉学に打ち込めるよう、生徒の授業料に充てる費用を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度	高等学校等就学支援金に申請した結果、年収約910万円以上世帯と判定され支給対象とならなかった場合に、授業料に対して年額118,800円を上限に支給する制度	生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度 生徒・保護者ともに神奈川県内在住、かつ神奈川県内設置の私立高等学校等に在学する生徒が対象

3 他都市の動向

	補助上限額 (国+県)	実質無償化所得基準	県外在学者が対象 (県制度)
神奈川県	468,000 円	年収約 750 万円未満 多子世帯は、年収約 910 万円未満	×
東京都	490,000 円	所得制限なし	○
埼玉県	410,000 円 (生活保護世帯等は全額)	年収約 720 万円未満	×
千葉県	全額	年収約 640 万円未満	×

【県外在学者を補助の対象にしている都道府県】

- ・東京都
- ・大阪府（令和6年度から学年別に所得制限の撤廃を実施し、令和8年度には全学年で授業料が完全無償化されます。（府外の一部学校についても対象））
- ・兵庫県（近隣府県の私立高校に通学する場合、県支援額の1/2又は1/4）

1 学費補助金の対象者を県外校の在学者まで拡大すること。

2 高等学校等就学支援金の拡充について、国へ一層の働きかけを行うこと。

鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について

■ 要請事項

誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対して必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日あたりの平均的な利用者数が3千人以上並びに1日あたりの平均的な利用者数が2千人以上3千人未満であって重点整備区域内のすべての駅舎について、エレベーター等の設置によるバリアフリー化の整備が位置付けられています。
- 国土交通省では、高齢者、障害者等、すべての駅利用者のホームからの転落を防止するための設備として、ホームドアの整備を推進しており、「第2次交通政策基本計画」において、これまで優先してきた1日あたりの利用者数が10万人以上の駅だけでなく、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、ホームドアの整備を進めていくこととしています。
- こうしたことから、本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅へのエレベーター等の垂直移動施設やホームドアの整備に対して補助を行っています。
- ホームドアの整備は、本市においても、1日あたりの利用者数が10万人以上の駅だけでなく、優先度が高い駅についても整備を促進していく必要があります。

■ 効果等

- 誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けて、市民生活に身近な鉄道駅のバリアフリー化の取組を促進することにより、鉄道駅における安全性・利便性の向上を図ることができます。

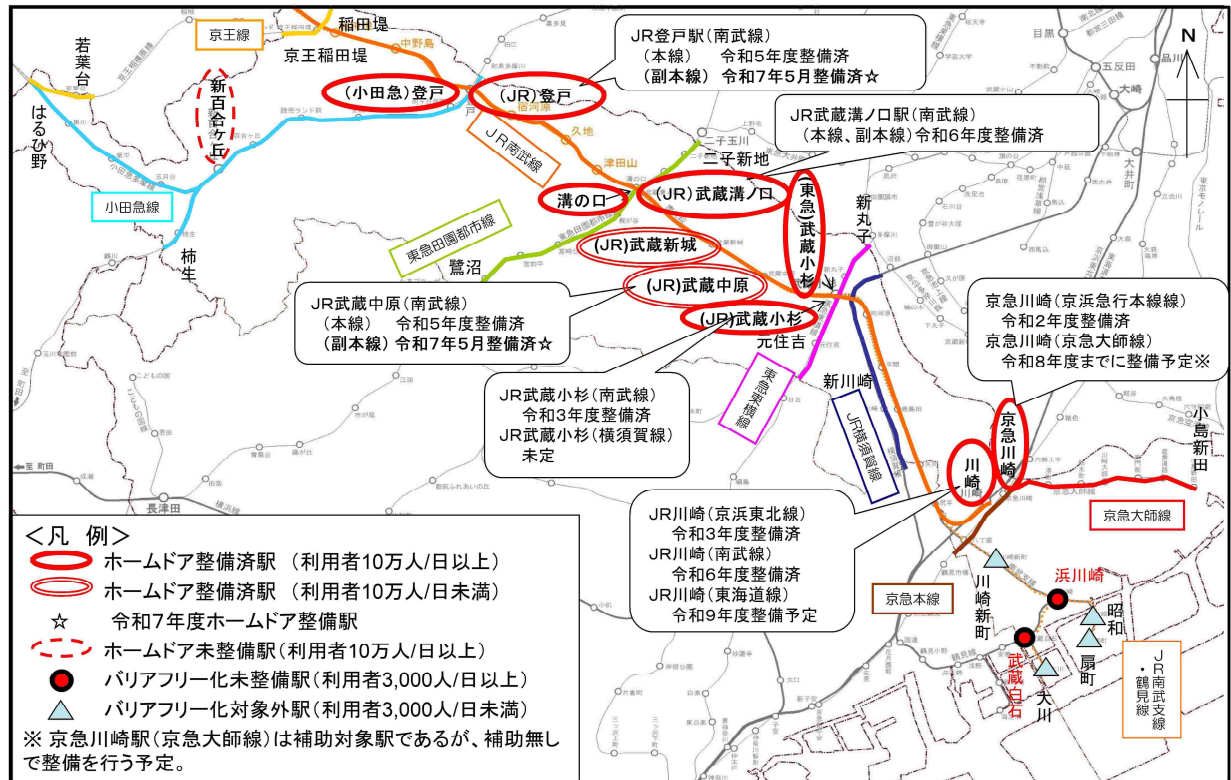
県の役割

かながわ交通計画に定める交通施策の推進方策に基づき、駅のバリアフリー化等に対して、市町村等と連携して協力・支援し、整備を誘導すること。

➡ 鉄道駅のバリアフリー化の促進に向けて、鉄道事業者への支援が必要

＜鉄道駅のバリアフリー整備状況＞

(R7.7末時点)



＜鉄道駅のバリアフリー化整備事業の予定＞

対象	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(JR東海道線)			
川崎駅 (2線)	ホームドア製作・設置		
(JR南武線)			
登戸駅 (1線、副本線)	ホームドア設置 補助額約0.2億円 (県市共)		
武蔵中原駅 (2線、副本線)	ホームドア設置 補助額約0.3億円 (市)		
要請額 計 (県・市共補助金 1/12)	県補助額 約0.2億円 市補助額 約0.5億円	県補助額 ー 円 市補助額 ー 円	県補助額 約0.8億円 市補助額 約0.8億円

誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対して必要な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3549

地籍調査事業の推進について

■ 要請事項

本事業は市全域を対象としており、事業が完了するまでに長時間を要することから、計画的な事業執行を図るための必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、昭和 59 年度より麻生区の黒川地区から地籍調査事業を開始しています。麻生区内の調査が概ね完了し、現在は多摩区・川崎区内の調査を実施していますが、進捗率は、令和 6 年度末時点で全市面積の約 12%にとどまっています。
- 国土交通省では、令和 2（2020）年 3 月の国土調査法改正により、第 7 次国土調査事業十箇年計画を策定し、新たな調査手続きの活用や効率的な調査手法の導入を促進し、進捗率向上を図るための措置を定めています。また、県においても、同十箇年計画に基づき「神奈川県地籍調査計画」を策定し、国と歩調を合わせた地籍調査の推進を目指している状況です。
- 地籍調査を実施した地区では境界が明確となり、大規模災害からの迅速な復旧・復興、まちづくりの円滑な推進等、様々な効果が期待されていることから、本市においても国や県の実施方針に基づき、多摩区での「一筆地調査」を継続し、さらに、道路等との境界のみの先行調査を実施し、成果を公表していく効率的な調査手法である「街区境界調査」について、川崎市津波避難計画に基づき大規模災害が想定されている川崎区内の避難指示区域を令和 4 年度から優先的に実施しております。

■ 要請額

- 令和 8 年度計画事業費 35,740 千円（県費 8,935 千円）

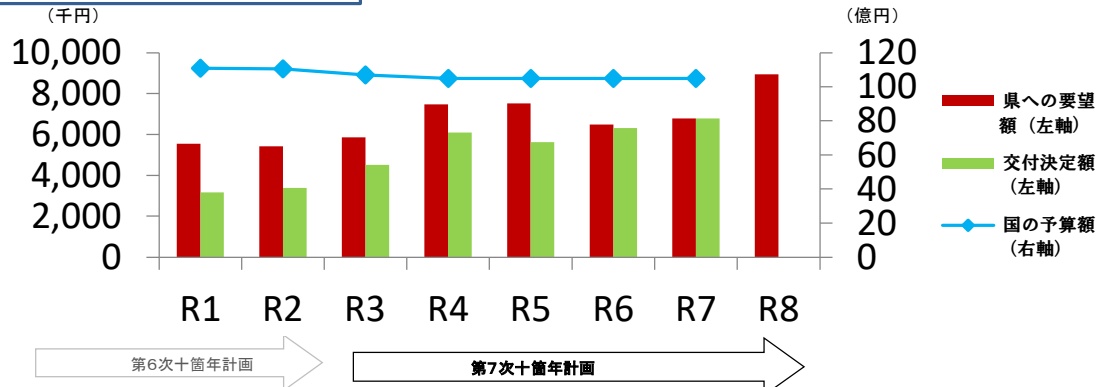
■ 効果等

- 災害からの復旧・復興の迅速化、土地取引の円滑化、公共事業に係る事業計画・用地測量の迅速化、固定資産税の課税適正化等

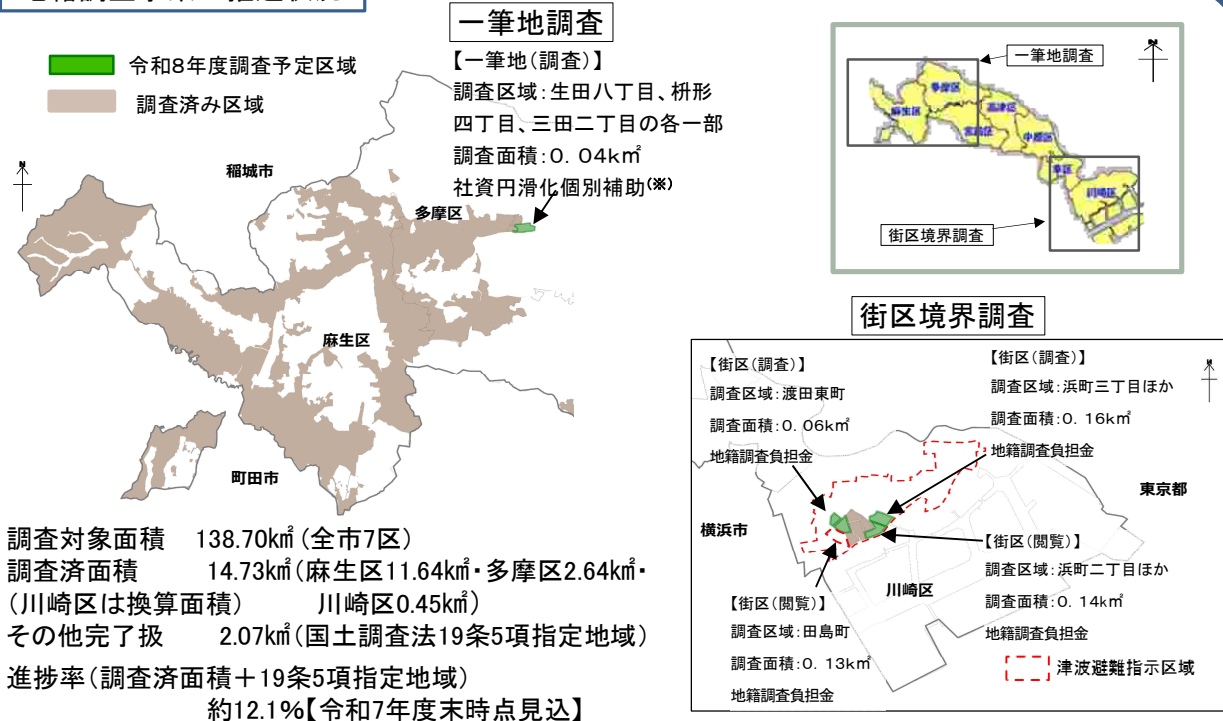
県の役割

第7次国土調査事業十箇年計画に基づく効率的な調査手法の導入促進及び目標事業量達成に向けた必要な財政措置及び国との調整

地籍調査事業の県費の推移



地籍調査事業の推進状況



(※) 社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助…令和3年度創設、社会資本整備と連携する地籍調査に対する個別補助

第7次国土調査事業十箇年計画期間の川崎市の取組

年度	令和2年	令和3～6年	令和7年	令和8年	令和9～11年
国・県	作成 計画 改正 法				
川崎市					
一筆地調査					
街区境界調査					

社会資本整備と連携

令和4年度より社資円滑化個別補助を導入

効率的調査手法の導入

令和4年度より街区境界調査に着手

防災対策としての地籍調査

街区境界調査により第7次計画期間内での津波避難指示区域の調査既成を目指す

第7次国土調査事業十箇年計画の推進に向けた財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川管理部管理課地籍担当 TEL 044-200-2852

平瀬川・多摩川合流部整備事業の推進について

■ 要請事項

平瀬川の更なる治水安全度の向上を図る事業は、完成するまで長期間を要することから、計画的に事業執行するための必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、平瀬川と多摩川の合流部周辺で浸水被害が発生しました。
- 本事業は、令和3（2021）年3月に策定された「多摩川水系流域治水プロジェクト」において、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策に位置付けられており、治水対策を確実に実施することが必要です。
- 令和4（2022）年2月に策定された「多摩川水系平瀬川ブロック河川整備計画」に基づき、多摩川本川水位を考慮した堤防整備を令和7年3月に着手したことから、着実な事業の推進に向けて、計画的な財源確保が必要となります。

■ 要請額

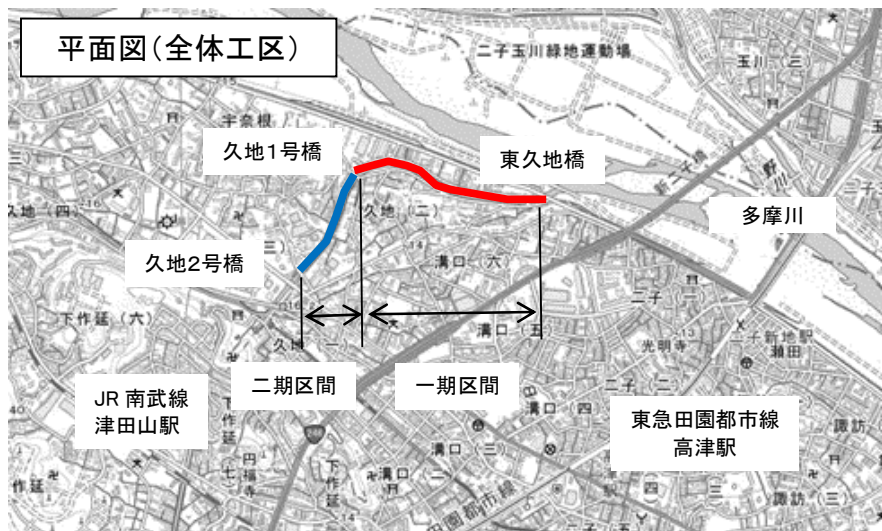
- 補助対象事業費【一期区間】 約80億円
(国費 約26.7億円、県費 約26.7億円)
- 補助対象事業費【令和8年度】 約10.9億円
(国費 約3.6億円、県費 約3.6億円)

■ 効果等

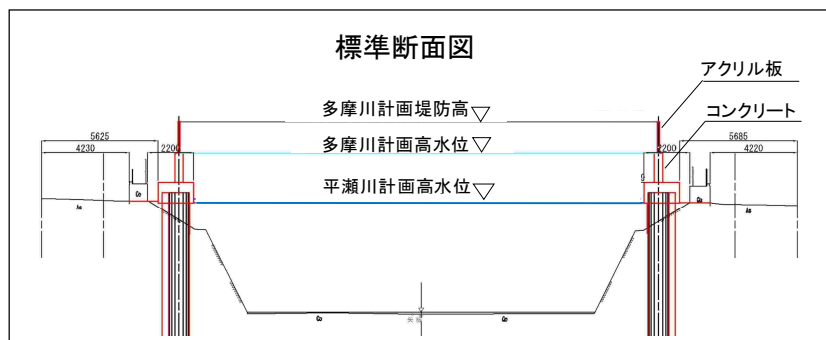
- 多摩川からの背水に対して、更なる治水安全度の向上が図られます。
- 令和元年東日本台風で浸水した約6ヘクタールの地域については、同規模の降雨に際しても、浸水被害を解消することができます。

平瀬川・多摩川合流部整備事業の概要

■都市基盤河川改修事業として、国・県・市でそれぞれ1/3の費用を負担



現況



整備後

【一期区間】

- 計 画 区 間 川崎市高津区久地2丁目地内
- 計 画 期 間 令和6年度～令和14年度
- 補助対象事業費 約80億円
- 事業の概要 自立式特殊堤の整備（延長 約700m）

○計画事業費

(単位：百万円)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	合計
補助対象事業費	54	318	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	7,995
国費	18	106	363	363	363	363	363	363	363	2,665
県費	18	106	363	363	363	363	363	363	363	2,665

平瀬川・多摩川合流部対策について、計画的かつ継続的な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

河川管理施設の老朽化対策等について

■ 要請事項

河道の治水安全度を確保する必要があることから、河川管理施設の老朽化対策等の財源について、計画的な事業執行を図るため財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約 38km ありますが、そのうち、約 6 割が改修後、概ね 50 年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
- 本市では、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくため、新たな財政措置が必要です。
- 老朽化の進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川 の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
- 本市での老朽化等の顕著な事例として、県管理の一級河川平瀬川において、護岸 変状が確認されたことから、治水安全性を確保するために、耐震性等の機能向上を 図る改築工事を令和 3 年度まで市単独事業として実施していました。
- 令和 3 年度より国において施設機能向上事業として事業化されたところですが、 事業完成には計画的な財政措置が不可欠となっており、財政措置を講ずるにあたり、 新たな仕組みが必要です。

■ 効果等

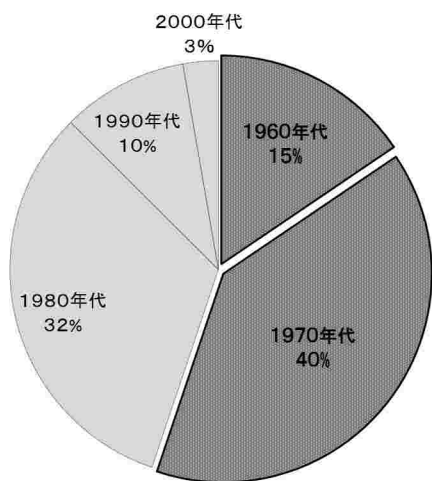
- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化及び機能向上を図り、治水 安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川

■一級河川は国土交通大臣の指定により県管理だが、平瀬川は県との協議により市が施工

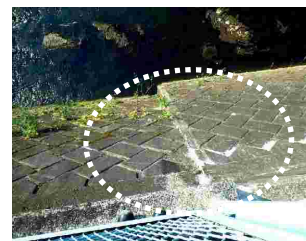
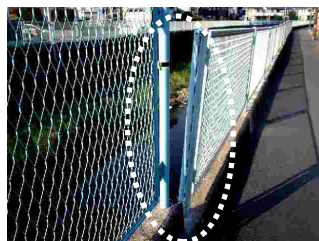


〔河川整備年代〕

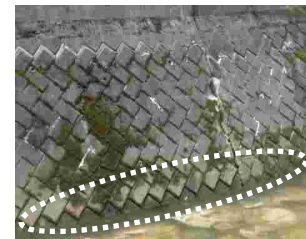


約6割(約 21km)が築 50 年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の見直し

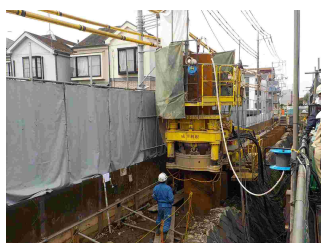


護岸背面部の空洞

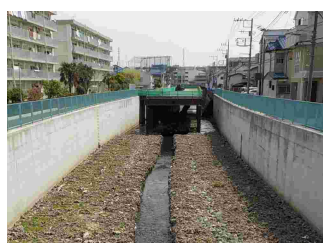
護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

〔一級河川平瀬川の護岸更新〕

市費にて対応区間



鋼管杭の打設



完成箇所



鋼管杭の打設



護岸恢復旧

河川管理施設の老朽化対策等を計画的に推進するため、必要な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

川崎市内における県有施設等の活用等について

■ 要請事項

- 1 県有施設や土地の利用形態に変更が生じる場合は、地域の実情や意見を十分に踏まえた対応を行うとともに、特別養護老人ホームや保育所などの社会福祉施設等への活用を促進するため、県有地の貸付や売却の際の要件緩和及び減額すること。
- 2 現在県有地を活用している施設について、現状、背景等を踏まえ、配慮するとともに、県有地及び市有地に関する課題の解決に向け、継続して協議を行うこと。

■ 要請の背景

- 県の緊急財政対策の取組により、県有施設の見直しのロードマップが示された後、行政改革推進本部に引き継がれ、今後も不断の取組を重ねることとされておりますが、県有施設や土地の利用形態に変更が生じる場合は、事前に市との協議を行い、地域の実情を踏まえた検討を進める必要があります。
- 高齢化の進展や高止まりする保育ニーズ等を踏まえると、特別養護老人ホームや保育所、障害者通所施設等の社会的需要は依然として高く、住民への福祉サービスの充実が求められております。しかし、市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた用地の確保が困難となっているため、県有地貸付制度における貸付料の減額や、売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額などにより、県有地を社会福祉施設等への活用が求められております。
- 現在、県有地貸付制度を利用している介護施設においては、貸付料減額の優遇措置がありますが、保育所や障害者通所施設等の施設についても、同様の対応が必要です。
- なお、国有地については、介護施設において貸付料減額の優遇措置がされており、九都県市首脳会議において、保育所や障害者通所施設等の施設整備についても、同様の優遇措置を適用するよう、九都県市連名で国に対して要望しております。
- 県立特別支援学校として活用予定の市有地を含め、県有地及び市有地に関する課題解決に向け、継続して協議を行う必要があります。

● 県有地の活用について

市からの主な要請等の経過

県の予算編成に対する要請活動の実施

「社会福祉施設等の整備に関する県有財産の貸付制度の創設について」

「川崎市内における県施設等の活用等について」

※平成 27 年については多摩川会としても要請

要請が実現した主な事項

- ・ 社会福祉施設整備促進のため、県有財産貸付制度を創設（平成 24 年）
- ・ 本市が選定した事業者が社会福祉施設を整備する場合、県と当該事業者との直接の随意契約による県有地売却も可能に（平成 27 年）

県有地貸付制度

社会福祉施設の設置を予定しているが、価格等の理由から譲渡を受けるのが困難な土地の場合貸付を受けることができる

⇒ 貸付料は不動産鑑定評価額に基づき決定

⇒ 貸付料の減額は行わない など

● 県有地を活用している施設

県有地貸付制度を活用

- ・ 境町フェニックス・境町パイナップル保育園
（特別養護老人ホーム、保育所の合築施設）

元川崎職業技術校京浜分校跡地 敷地面積:3,775.89 m²

平成 28 年 4 月開設（平成 26 年 10 月から土地の借受）

住所：川崎区境町 11-9



- ・ らいらっく幸保育園

元幸警察署塚越公舎跡地 敷地面積:1,392.71 m²

平成 28 年 4 月開設（平成 27 年 4 月から土地の借受）

住所：幸区塚越 2-220-37



その他の県有地活用施設

- ・ かわさき健康づくりセンター

元サンライフ川崎跡地

敷地面積：5,226.59 m²（駐車場・テニスコート・公園含む）

住所：川崎区渡田新町 3-2-1

平成 15 年の覚書に基づき無償貸付



- 県有地貸付制度について、保育所や今後県有地貸付制度を利用する施設の貸付料について、特段の配慮を行うこと。
- かわさき健康づくりセンターについて、引き続き川崎市で所有する土地との交換に向けた協議を行うとともに、協議の間は無償貸付を継続すること。
- 県立特別支援学校として活用予定の市有地を含め、県有地及び市有地に関する課題解決に向け、継続して協議すること。

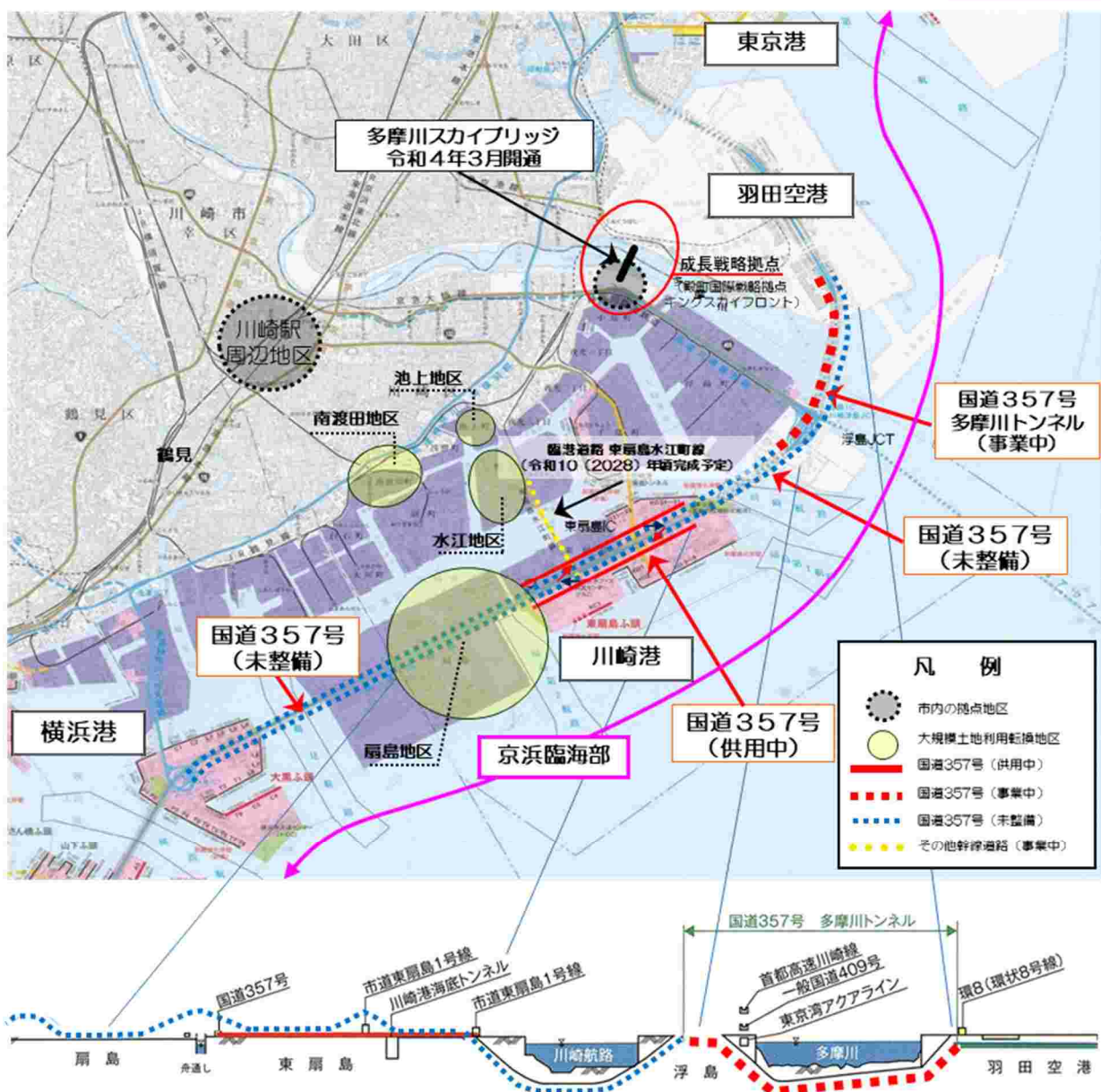
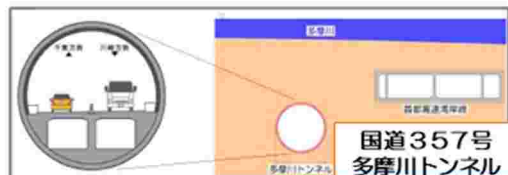
臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る 国道 357 号の整備について

■ 要請事項

国道 357 号が県域における広域的なネットワークとして重要な路線であり、また、その整備には莫大な事業費が見込まれることから、着実な事業推進に向け必要な財政面における支援を行うこと。

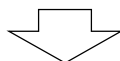
■ 要請の背景

- 京浜臨海部は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献するとともに、県全体の製造品出荷額に占める割合等も高いエリアであり、本市としても川崎臨海部の目指す将来像として「臨海部ビジョン」を策定し、持続的な発展に向けて取組を進めています。
- 国主催の「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、成長戦略拠点の形成を図るために必要となる都市・交通インフラとして、多摩川スカイブリッジと国道 357 号多摩川トンネルの整備が関係者間で合意され、多摩川スカイブリッジは、県の支援（羽田連絡道路整備特別補助金）も受け令和 4（2022）年 3 月に開通しました。
- 国道 357 号は、東京湾に隣接する各都市を連絡し、首都圏の経済活動を支え、多摩川スカイブリッジ同様に神奈川県域の持続的な発展にも大きく貢献する重要な幹線道路であり、現在は多摩川トンネルが事業中です。また、扇島地区では大規模土地利用転換の取組を進めており、令和 10（2028）年度の一部土地利開始にあわせ、国道 357 号などの交通基盤の整備に向けた取組を進めています。
- 首都圏の国際競争力の強化などに資する国道 357 号の整備推進には、莫大な事業費が見込まれることから、県域における広域的な幹線道路ネットワーク形成としての意義を踏まえ、着実な事業推進に向け必要な財政面における支援が必要です。



・首都圏の国際競争力の強化等に向けた広域交通ネットワークの整備効果の早期発現

《整備効果例》 競争力や魅力の向上、空港・港湾等へのアクセス強化、災害時の交通・物流機能確保、渋滞緩和、リダンダンシー確保・国土強靱化、広域的な交流・連携の促進 など



神奈川県下に効果が広く及ぶ幹線道路ネットワーク形成に向け、
財政面における着実な事業推進に向け必要な支援を行うこと

鉄道ネットワークの機能強化について

■ 要請事項

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 首都圏における都市機能の強化を図るため、鉄道ネットワークの形成や既存鉄道路線の輸送力増強等による混雑緩和に向け、計画的な取組を図る必要があります。
- 本市では、今後も人口の増加が見込まれており、交通政策の理念や方向性等を示した「川崎市総合都市交通計画」に基づき、各鉄道路線の安全性向上や輸送力増強等による混雑緩和に向けた取組を推進しています。
- 鉄道ネットワークの整備のためには、鉄道事業者や他自治体等と連携して取組を進める必要があります。横浜市高速鉄道3号線延伸については、令和2（2020）年1月に概略ルート・駅位置を決定したところであり、横浜市と相互に連携・協力しながら、早期開業を目指して取組を進めています。
- 国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部では、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積が着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しております。

■ 効果等

- 鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

県の役割

かながわ交通計画に定める交通施策の推進方策に基づき、鉄道網の整備等に対して、国や鉄道事業者への働きかけを行うとともに、市町村等と連携して協力・支援し、整備を誘導すること。



鉄道ネットワークの機能強化により、首都圏における都市機能の向上等が図られることから、広域自治体としての支援が必要

＜鉄道ネットワークの機能強化の取組＞



＜川崎市総合都市交通計画の概要＞

本市の交通政策の目標

- ①首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ②誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③災害に強い交通環境の整備
- ④地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを支える交通環境の整備
- ⑤地球にやさしい交通環境の整備



鉄道交通施策の方向性

- ①・広域的な都市間の連携強化
 - ・本市拠点機能及び拠点間連携の強化
 - ・羽田空港へのアクセス強化
 - ・新幹線、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化
 - ・臨海部の交通環境整備
- ②・公共交通へのアクセス向上
 - ・快適性の向上（混雑緩和・定時性確保）
 - ・安全、安心な移動環境の確保
 - ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
 - ・地域（交通）分断の解消（交流の推進）
- ③・耐震性の向上
 - ・多重性（リダンダンシー）の向上
- ④・車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
 - ・公共交通の利用促進



鉄道ネットワークの機能強化

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

この要請文の担当課／まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2348

令和 8 年度
県の予算編成に対する要請書

令和 7 年 11 月

編集 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話 044(200)2183

